

閱覽用

令和3年12月20日

第13回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第13回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年12月20日(月) 午後2時02分から午後2時54分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員(19名)

農業委員

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(19名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

5番 川口美奈子委員、11番 菅野秀和委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第71号 現況確認証明申請について

第4 議案第72号 非農地判定について

第5 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第74号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請について

第8 議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議案第77号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 長谷川拓也

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長　これより、令和3年第13回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告　午後2時02分）

議長（奥平貢市）会長　委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中17名、推進委員19名中19名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、5番川口美奈子委員、11番菅野秀和委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　それでは、12番根本信康委員、13番佐藤孝志委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第71号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第71号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和3年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXXほか7筆、登記地目・田、畑、現況地目・原野、山林、面積計6,630平方メートル、非農地の事由・平成19年に県外に転出後、耕作をせずそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

3番（大内和長）委員 それでは議案第71号番号1について、報告いたし

ます。

12月3日午前9時より、私と農業委員の遠藤伝栄さん、推進委員の遠藤康子さん、事務局より2名の出席をいただきまして、5名で現地を確認いたしました。これらの農地については、すでに15年近く耕作していないという事で、原野化または山林化しているような状況でしたので、非農地の判定やむなしということでございましたので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第71号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第71号、番号1については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第4、議案第72号「非農地判定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第72号非農地判定について。

非農地調査願出書の提出があった農地について、現地調査を行った結果に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当・非該当を下記のとおり決定するものとする。

令和3年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

1、判定する土地につきましては、XXXXXXXXXXほか23筆、面積の合計20,190平方メートル、うち非農地と判定するもの19筆

16,985平方メートル、非農地と判定しないもの5筆3,205平方メートルとなります。なお、詳細につきましては、議案書5ページをご覧ください。

2、非農地判定基準につきましては議案書4ページ記載のア、イのとおりであります。

3、判断の理由につきましては、非農地とするものは、現況が原野化等しており、農地としても活用することが困難であると認められるものであります。非農地としないものは、非農地判断基準に該当すると認められないものであります。

4、判定後の処理につきましては、所有者に対し非農地通知または非農地に該当しない旨の通知を発送いたします。非農地と判定されたものについて、関係機関へも通知いたします。また、農地台帳から削除し、所有者に対して地目変更登記を促します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

30番（大石忠雄）委員 30番、大石です。議案72号1番2番について現況確認の報告をいたします。

12月1日午前10時より、私と松本委員、菊地推進委員、事務局より2名、計5名で現地を調査しました。現地は一連の水田地域で、ここだけ山林にするという事は、認められないという事で判断しました。以上です。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。

12月1日午前10時より、私と大石忠雄推進委員、菊地清吉推進委員と事務局2名、合わせて5名のメンバーで、XXXXXXXXXXの現地調査を行いました。現地は原野化しており、雑草も生えておりましたので、原野という事で非農地判定といたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

29番（平 義一）委員 29番、平です。議案72号の3、4、5について調査結果をご報告申し上げます。

12月1日午後1時30分より、農業委員である佐藤勝則さん、川口美奈子さん、推進委員の私と渡邊一正さん、事務局より高根局長と野地係長の計6名で現地を調査してまいりました。調査結果につきましては、現地はもうすでに耕作されておらず、進入路もかなり雑草等が生い茂って入れるような状況でないということから、非農地と判定させていただきました。皆様のご審議よろし

くお願いいたします。以上です。

34番（渡邊一正）委員 別紙の6番、7番について説明いたします。

12月1日、石井の佐藤委員、それから平推進委員、それと大平担当の川口委員と私と、それから事務局2名で現地を確認したんですけれども、ここは非農地判断基準に該当しないため、非農地として判断しないことにしましたのでご報告いたします。

15番（遠藤伝栄）委員 15番、遠藤伝栄です。よろしくお願ひいたします。

12月3日午前9時から、高根事務局長、それから野地係長、大内和長委員、遠藤康子推進委員と私で現地を確認いたしました。別紙の8番から22番ですが、20番だけが該当しないであろうということで、草刈りもされておりました、管理されておるといふようなことで、20番だけは非農地としないということで見えてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

3番（大内和長）委員 ご報告申し上げます。別紙の23番、24番について調査の結果を報告いたします。

先ほども申し上げましたが、12月3日に、私と遠藤農業委員、遠藤康子推進委員、事務局より2名出席いただきまして、現地を確認してきました。現地の状況については、原野化しているということで、非農地判定するしかないという状況でございましたので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第72号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第72号については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第73号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から4につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に番号5と6につきましては、申請人が自作地をそれぞれ交換により所有

権移転するものであります。

議案書 8 ページをご覧ください。

番号 7 につきましては、譲渡人は、被相続人亡・[REDACTED] の相続財産管理人であり、相続人不在により耕作不能であるため、経営規模拡大を図る譲受人に、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号 8 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17 番（松本 太）委員 17 番、松本です。議案 73 号番号 1 について調査内容をご報告いたします。

12 月 16 日午後 4 時より現地にて、譲受人の [REDACTED] さんの父親であります [REDACTED] さんから、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の [REDACTED] さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないとのことでした。内容は事務局のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

28 番（佐藤洋三）委員 28 番、佐藤洋三でございます。何分にも初めての経験でありますので、皆様のご理解よろしくお願したいと思っております。

議案第73号の2、農地法第3条の規定による許可申請についてということで、16日、農業委員であります根本信康さんと推進委員の私佐藤と2人で現地の調査ということで行ってまいりました。その中で、[]さんと接見することができまして、先ほど、事務局から説明がありましたとおりの内容という事であります。[]さんにつきましては、夜に電話をかけて連絡をとりましたところ、この方も事務局の説明のとおりということでありました。そうということで、この案件につきましては許可相当と判断いたしました。皆様のご判断よろしく申し上げます。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員 議案第73号番号3から6番まで、調査内容をご報告いたします。

番号3についてですが、19日午前10時から遠藤康子さんとともに、[]さん、[]さんの立ち合いのもと現地を確認いたしました。内容は事務局報告のとおりということで、特に問題もなく許可相当と考えます。

番号4でございますが、その後に訪問いたしまして、[]さん立ち合いのもと、[]さんについては当日都合悪いという事で電話で確認いたしました。これにつきましても事務局説明とおり、許可相当と考えております。

番号5と6でございますが、これは14日8時から[]、[]さんのお母さん立ち合いのもと現地を確認いたしました。交換移転ということで、特に問題なく許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

10番（武藤栄利）委員 10番、武藤です。議案第73号番号7について

調査の結果をご報告いたします。

12月17日、現地にて、私と石川推進委員とで、譲受人の[]さんにお話を伺いました。また、相続財産管理人の[]弁護士さんには電話にて確認いたしました。亡[]さんには、相続する方がいないということでした。[]さんの畑が隣接している土地を有償で譲り受けるとのことでした。ただいま事務局説明どおりであり、許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

22番（武藤善朗）委員 22番、武藤です。議案第73号番号8について調査内容を報告いたします。

12月17日、佐藤委員とともに、譲渡人の[]さんおよび譲受人の[][]さんから現地においてお話を聞き、調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果ですが、特に問題なく許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第73号、番号1から番号8について、原案のとおり許可することに賛

成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第73号、番号1から番号8については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第74号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第74号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和3年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、市の道路拡張に伴い宅地面積が減少したため、申請地に宅地拡張を
計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画
用途地域内の近隣商業地域にありますので第3種農地と判断されるものであり
ます。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

3 1 番 (遊佐一夫) 委員 議案第 7 4 号 1 番の現地調査の結果を報告します。

1 6 日 2 時より現地にて当家の方の立ち合いのもと現地を確認してきました。事務局説明のとおり何ら問題ないと思いますので、皆様のご判断よろしくお願
いします。

議長 (奥平貢市) 会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し
ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長 (奥平貢市) 会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 7 4 号、番号 1 について、原案のとおり許可することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (奥平貢市) 会長 全員賛成ですので、議案第 7 4 号、番号 1 について
は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 (奥平貢市) 会長 次に、日程第 7、議案第 7 5 号「農地法第 5 条第 1
項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 0 ページをご覧ください。

議案第 7 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に

ついて。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和3年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第76号2と同一事業となります。住宅へ進入する際の安全を確保するため、事業区域を追加し配置計画を変更します。

番号2から番号4につきましては、公共工事の工期延長に伴い、一時転用の期間を延長する変更申請があったものです。

議案書12ページをご覧ください。

番号5、転用許可期間内の風況状況が悪く、より正確なデータを収集する必要があるため、一時転用期間を延長します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

18番（齋藤弘美）委員 議案第75号番号1について、調査内容を報告いたします。

12月15日に譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■代表の■■■■さんから内容を聞き取り、18日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、安全のために進入路を変更するので、

事業計画変更は仕方がないと考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

8番（安齋喜八）委員 8番、安齋です。議案75号2から4まで、現地調査をご報告いたします。

19日、現地において2番と4番は[]担当の[]さんから、3番は[]の[]さんが担当ということで、現地で確認してまいりました。説明を受けて、地主さんの許可は得ているということで、工期が12月30日までだったんですが、3月いっぱい工期が延びましたので、4月まで変更をお願いしたいということでございました。特に問題ありませんので、皆さんのご審議よろしくお願ひします。以上です。

14番（佐藤美由紀）委員 議案第75号番号5について、調査内容を報告します。

12月17日午前10時より、推進委員の武藤善朗委員とともに、貸付人の[]さんおよび借受人の[]の担当の方から、聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題ないため許可適当と考えます。皆様のご審議どうぞよろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第75号、番号1から番号5について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第75号、番号1から番号5については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第76号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

議案第76号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和3年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、土木工事の受注増加に伴い、資材置場が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号2、議案第75号1と同一事業となります。住宅需要のある申請地に建売住宅を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地の市街地内農地と判断されるものであります。

番号3、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号4、譲受人は集合住宅に住んでいますが、今後の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号5、事業で使用する資材置場が不足するため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号6、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号7、譲受人は集合住宅に住んでいますが、今後の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第76号番号1について、調査内容を報告します。

12月17日午前10時より、推進委員・大石忠雄さんとともに、借受人・XXXXXXXXXXさんより聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。また、貸付人のXXXXXXXXXXさんは、体調不良とのいうことで、電話にて聞き取り了解しました。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。なお、この案件は8月23日の農業委員会において、二本松農業振興地域整備計画の変更除外について可決

された案件です。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 議案第76号番号2について、調査内容を報告いたします。この案件は議案第75号番号1と同一事業です。

12月15日、譲渡人の[]さんと譲受人の[]代表、[]さんから内容を聞き取り、18日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、住宅地の中にあり、周りの農地にも影響がないことから、許可は問題がないと考えますので、ご審議よろしく願います。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第76号番号3、4について調査内容を報告いたします。

まず番号3について、去る16日午後1時30分より、譲渡人の[]さんから、遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。現地等に問題なく、許可適当と判断いたしました。なお、譲受人の[]さんは、当日都合が悪く電話での確認になり、申請に間違いがないということでございます。皆様方のご審議よろしく願います。

次に番号4について調査内容を報告いたします。同じく16日午後1時40分、同じく譲渡人の[]氏から、遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。現地等に問題なく、許可適当と判断いたしました。なお、譲受人の[]氏は、当日都合が悪

く電話での確認ということで、申請に間違いがないという事でございます。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

13番（佐藤孝志）委員 13番、佐藤です。議案第76号番号5、6、7について、調査結果を報告いたします。

まず番号5について、15日午前9時30分に私と大内推進委員でお伺いし、議案書ならびに現地を確認したところ、特に問題もなく、許可適当と判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

次に番号6、15日午前9時に、私と大内信一推進委員で■■■■さん宅に伺いまして、議案書ならびに現地を確認してきましたところ、特に問題もなく、許可適当と判断をいたしました。■■■■さんについては、都合により16日の夜8時頃、電話で確認をいたしましたところ、事実間違いがないということでございました。

次に番号7番、15日午前10時30分に私と大内推進委員で■■■■さん宅にお伺いし、議案書の確認および現地を確認させていただきました。特に問題なく、許可適当と判断をいたしました。また、譲受人の■■■■さんにつきましては、17日の夜7時頃、電話で確認いたしましたところ、事実相違ないということでございました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

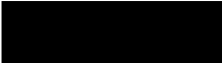
議案第76号、番号1から番号7について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

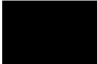

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第76号、番号1から番号7については、原案のとおり許可することに決定いたしました。



議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第77号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号4について、委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定を準用し、議事に参与できない取り扱いといたします。

よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

よって、まず、議案第77号、番号4を審議することとしますので、
委員の退席を求めます。

( 委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 議案第77号、番号4について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 17 ページをご覧ください。

議案第 77 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 3 年 12 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、12 月 28 日を予定しております。

番号 4 につきましては、3 筆 4, 869 平方メートルに利用権の再設定のために申請があったものとなります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号 4 につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第 77 号、番号 4 についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第 77 号、番号 4 について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第77号、番号4については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第77号、番号1から番号16のうち、番号4を除く15件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 農地流動化の状況について、議案書24ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区10筆10,861平方メートル、安達地区13筆24,284平方メートル、東和地区25筆21,141平方メートル、合計48筆56,286平方メートルの計画内容でございます。

なお、利用権の新規設定は議案書20ページの番号13番、14番の2件となります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1番から番号3番および番号5番から番号16番の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第77号、番号1から番号16のうち、番号4を除く15件について採決いたします。

議案第77号、番号1から番号16のうち、番号4を除く15件について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第77号、番号1から番号16のうち、番号4を除く15件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第13回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後2時54分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和3年12月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 根本 信康

署 名 委 員 佐藤 孝志